山梨県興行生活衛生同業組合
映画館における感染拡大予防ガイドライン

山梨県興行生活衛生同業組合の組合員各施設管理者は本ガイドラインを遵守し、施設に勤務する従業員に対して周知徹底させることに努めるものとする

【３密の回避】

① ＜「密閉」の回避＞

・換気設備を営業中は常に稼働させるとともに清掃、整備等の維持管理を適切に行う（換気設備は山梨県興行場法施行細則により施設全体で床面積１㎡あたり毎時 75 ㎥の換気能力を有する換気設備を有し、定員 100％の収容を行ったとしても、１人あたり毎時 30 ㎥の必要換気量は確保できている）

・場内の二酸化炭素の濃度を計測し、営業中に１，０００ PPM を超えることが無い様換気を行うよう監視をする。なお常時場内空気を計測して二酸化炭素濃度が基準を上回らないように、換気設備を適切に自動で発停し調節することができる設備（ＧＥＭ２等）を設置している施設この限りではない

② ＜施設の混雑の緩和「密集」の回避＞

・作品幕間は入退場と清掃が十分に行えるよう時間に余裕を持たせる

・入退場時は混雑しないよう、入退場やトイレ、休憩所など行列や混雑が想定される場所では、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。

・入退場は混雑を避けるよう、必要に応じてブロック・列ごとなどの分散入退場を行う

③ ＜人と人との距離の確保「密接」の回避＞

・上映前に、マスク着用者・マスク非着用者が思いやりをもって安全に鑑賞できるように、エチケットマナー広告の啓発映像を流すことを推奨する。

・入退場時、トイレ、休憩所など行列や混雑が想定される場所では、マスクの着用を前提に「人と人とが触れ合わない距離」での間隔を設ける工夫を行う

【その他の感染防止対策】

④ マスクの着用

・利用者又は従業員のマスク着用は個人の判断を基本とするが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることも可能とする。

・マスク着用での施設利用を条件とする場合、利用者に対しマスクを配布するなどの措置を講じる。

・上映前に、マスク着用者・マスク非着用者が思いやりをもって安全に鑑賞できるように、エチケットマナー広告の啓発映像を流すことを推奨する。

⑤ 手洗い・手指の消毒

・従業員は始業時、人の接触が多い場所に触れた後、トイレ使用後や休憩等で館外から戻った後など定期的に手洗いもしくはアルコール製剤での除菌処理を推奨する

・飲食施設利用者に対して手洗いや手指消毒を行ってからの入場を周知する

・映画館の入口に、手指消毒用の消毒液を設置し、来場者に利用を促すとともに、消毒液は定期的な補充・交換を行う

⑥ 従業者の体調チェック

・従業員は勤務前に自宅で検温を行い、発熱や咽頭痛・鼻閉ほか体調不良の症状がある場合には自宅待機とし、出社後就業前にも検温を行った上、発熱や体調不良の諸症状が見られた場合は就業を取りやめる

・万が一感染した場合、65 歳以下の感染リスクの少ない者であっても、軽症状･無症状の場合は自己検査結果をフォローアップセンターに連絡し健康観察等の支援を受けることが出来ることを周知しておく

・従業者に対し定期的・適宜な間隔でワクチン接種が感染予防・重症化防止に有効であることを発信する

⑦ トイレの衛生管理

・不特定多数が接触する場所は入替のタイミング等定期的に清掃・消毒を行う

・便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する

・ハンドドライヤー設備は使用を可能とし、共用のタオルの使用を禁止する

・手洗い場に液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、定期的な交換・補充を行う

⑧休憩スペースやバックヤードでのリスク軽減

・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするジョブローテーションを行い、対面での飲食や会話を回避するよう促す
・従業員同士の１ｍ以上の距離の確保する
・確保できない場合はパーティションの設置（気流の流れを阻害しないように注意）・席の配置などにより感染対策を図る
・場面に応じた適切なマスクの着脱について周知する
・常時換気を行う

⑨喫煙スペース

・喫煙スペースを設置する場合、原則屋外の開放された場所にするとともに、一度に利用する人数を制限し、利用状況によっては使用を禁止とする

⑩清掃・消毒

・入場客の入れ替えのタイミングなど定期的にドアノブや手すり、座席のひじ掛け、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、券売機や自販機等、不特定多数が触れやすい場所の消毒を徹底する
・消毒液は、アルコール製剤や次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いる
・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスク着用を徹底する
・ゴミはビニール袋など密閉できるものを用い廃棄する

⑪来館者の感染防止策

・場内の入り口付近に非接触型体温測定器を設置し来館者自ら検温を行えるようにするなど、入場者が個別に検温を行える体制を整える
・来場者に対し咳エチケットの徹底 、定期的な手洗いや手指消毒を促す
・場内ではマスクの着用を前提に「人と人とが触れ合わない距離」での間隔の確保を促す
・来場者には鑑賞中体調の悪くなった場合、従業員に申し出るよう周知する
・以下に該当する来場者に対しては、入場の取りやめを要請する
なお、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者

の入場を確実に防止する措置を講じるものとする

① 来館前に検温を行い、平熱を超える発熱がある場合

② 咳・咽頭痛・鼻閉などの症状がある場合

③ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者と濃厚接触がある場合

④ 同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合

・観客に感染が疑われる者が発生した場合は速やかに別室に隔離し、対応する従業員はマスク及び手袋の着用など適切な感染対策を行う

⑫周知・広報

・上映前に咳エチケット、手洗いや手指消毒の徹底・社会的距離（人と人とが触れ合わない距離）の確保の推奨を行うため、上映に際しては、スクリーンを活用して来場者に対するエチケットマナー広告の周知・広報を行う

・利用者へ来館前の検温の実施来館を控えてもらうケースを事前告知する

・施設管理者は本ガイドラインに従った取組を行う旨施設のホームページ等に公表するものとする

【イベント等における注意点】

⑬登壇を伴う舞台挨拶など

・公演主催者及び来場者に対して、出演者と観客の間の距離を 2m 以上確保するよう要請する。それができない場合は、出演者から飛沫が拡散しないための適宜の対応（出演者と相対する座席最前列の使用及び立ち入りを禁止にする、出演者のマスク着用、発声部分を中心に透明の蔽物を設ける等）を行うなど、マイクロ飛沫感染対策を行う

・主催者は観客に対し、販売時の案内及びイベント開始前に、場内における正しいマスクの着用等の基本的な感染症対策を周知する

・リハーサルや仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じ、出演者に症状が見られる場合は出演を控えるよう促す

・合唱等声を発出する出演者間での感染リスクにも十分対処する。

⑭中継付き上映・ライブビューイング

・施設管理者は入場客に対し、発声を有する場合には、販売時の案内及びイベント開始前に、マスクの着用等の基本的な感染防止対策の周

知を図る

⑮応援上映

・大声での声援・ 歓声が想定される場合は、十分な座席の間隔の確保（前後左右を空けた 50%の席配置）を行ったうえで実施する

・大声が、想定される場合でも、マスクの着用等の基本的な感染防止対策を行えば、収容定員まで可能とする。

・自治体からの別途指示があった場合はその指示に従う

【その他の留意すべき事項】

⑯チェックリストの作成・確認

・施設管理者はガイドラインの遵守状況を確認するため、施設ごとに従業員にチェックリストを作成させ、当該チェックリストによる毎日の確認について、報告させる

⑰「やまなしグリーン・ゾーン認証」との関係性

・「やまなしグリーン・ゾーン」認証を受けた施設においては、本ガイドラインに定めがない場合でも、認証基準に遡及する対策を行うものとする

⑱国の業種別ガイドラインの遵守

・当ガイドラインの遵守はもちろんのこと、全国興行生活衛生同業組合（全興連）の作成したガイドライン記載の各条項にある感染対策も併せて遵守するものとする

以上

２０２０年5月２１日
改訂　２０２０年6月１８日
改訂　２０２０年１０月１５日
改訂　２０２０年１２月8日
改訂　２０２２年１２月２７日
改訂　２０２３年3月１３日